

第 4 回情報発信の在り方等に関する検討会-議事概要

1. 日時:2016 年 5 月 31 日(火)13 時 30 分～16 時 00 分
2. 場所:日本自動車会館 1 階くるまプラザ 第 1・2 会議室
3. 出席者(敬称略):永田座長、織、大石、稲垣、嶋村、石田、泉水、徳永、今村、伊藤、酒井、大村、清水、以上 13 名出席
その他 公益財団法人自動車リサイクル促進センター事務局(議案説明者を含む)、経済産業省・環境省担当官が出席
4. 議題:①「JARCにおける情報公開の考え方」の整理・検討状況
②環境配慮設計や再生資源利用の進んだ自動車に関する情報発信等およびユーザー選択の促進について
③リユース・リビルト部品に関する情報発信等およびユーザー選択の促進について
④自治体業務円滑化に向けた情報発信・共有の課題

5. 議事録

(1)議題①について

JARC 情報発信の基本的な考え方について、(公財)自動車リサイクル促進センターが資料 3 を用いて説明した。

<主な意見>

【出席者】

資料 3 の環境省「企業の環境情報開示のあり方について(中間報告)」の内容は国際的なガイドライン(サステナビリティ・レポート・ガイドライン)とも大きな違いはないようなので、今後の自動車リサイクルに関する情報発信等の取組みの原則的なものとして活用できるのではないかと考える。

【出席者】

自動車リサイクルにおける情報の非対称性の改善の観点では、消費者契約法における不実告知や消費者の不利益事実の不告知などの関係も出てくるのではないかと予想されるため、この環境省「企業の環境情報開示のあり方について(中間報告)」の考え方をベースとしながら、自動車リサイクルの関係者が行う情報発信等の在り方を整理してもらいたい。

(2)議題②について

環境配慮設計や再生資源利用の進んだ自動車に関する情報発信等およびユーザー選択の促進について、環境省(三菱総合研究所)が資料 4 を、(一社)日本自動車工業会及び日本自動車輸入組合が資料 5 を用いて説明した。

<主な意見>

【出席者】

資料 4 の 12 ページ目において、環境配慮設計の推進とその活用に係る施策の方向性を検討する中で、解体業者から自動車部品の材質表示の識別位置が自動車製造業者等で異なるため、分かりにくいという意見が示されている件について、家電製品のようにある程度形が決まっているものであれば統一しやすいが、自動車部品は複雑多岐にわたり、また意匠性にも関わるため、材質表示の識別位置の画一的なルール化は難しい側面がある。

【出席者】

自動車リサイクルに係る 3R の推進・質の向上に向けた検討においては、環境省「企業の環境情報開示のあり方について(中間報告)」で示されるユーザー等に対する情報発信の目的を意識し、比較容易性とか理解容易性、あるいは検証可能性、信頼性を確保するために、可能な限り、指標化や定量化していく方向性や行政対応の効率化といった様々な効果を考慮しながら整理してもらいたい。また、比較容易性とか理解容易性などの観点からも国民や自動車製造業者等に理解が得られるように、第三者が実態の検証ができる仕組みの検討が必要である。

(3) 議題③について

リユース・リビルト部品に関する情報発信等およびユーザー選択の促進について、事務局、(一社)日本自動車リサイクル部品協議会、(一社)日本自動車整備振興会連合会、(一社)日本 ELV リサイクル機構から、資料 6～資料 9 を用いて説明した。

<主な意見>

【出席者】

資料 9 で(一社)日本 ELV リサイクル機構によるリサイクル部品の「ラベリング」の規格化への取り組みを実現するためには、使用済自動車の信頼性が確保された走行距離情報の入手が必要である。これを自動車リサイクルシステムで管理するような場合は、情報システムの変更が必要となり、そのシステム変更費や維持・管理費などの費用負担についても整理が必要になってくると考える。

【出席者】

(一社)日本自動車リサイクル部品協議会の取組み、(一社)日本 ELV リサイクル機構の取組みが各々重複しないように、連携しながら効率的に進めてもらいたい。

【出席者】

資料 6 で事務局から説明あったリサイクル部品がユーザーに徐々に浸透している状況や、外装部品や機能部品の特性などは、(一社)日本自動車リサイクル部品協議会、(一社)日本自動車整備振興会連合会、(一社)日本 ELV リサイクル機構における認識と概ね一致しているようである。ただ、資料 6 に記載あるとおり部品商の役割は大きくなっており、今後、部品商のようにインターメディアリーの(仲介)な役割を担う方にも焦点を当て、状況把握をしていく必要があると思料する。

(4) 議題④について

自治体業務円滑化に向けた情報発信・共有の課題について、環境省から、資料 10 を用いて説明した。

<主な意見>

【出席者】

資料 10 のアンケート結果のとおり、これまでは自治体執務室にポスターを掲示し、イベント的な啓発活動は行っていなかった。実際のところ、最近になって環境学習施設という子供向けの施設で自動車リサイクルの取組みを紹介するなど、啓発活動を始めたところである。

自動車リサイクルの情報システムの利用については、自治体では事業者への立入り検査のときに活用することが多く、その使い方についても特定機能だけ使う自治体から、全ての機能を使う自治体まで様々である。

【出席者】

定期的に行われる自治体講習会においては、単に操作方法の説明だけでなく、全ての機能を積極的に使っている自治体が自身の好事例やお役立ち情報などを他自治体と共有していくと、更にノウハウを広めていけるのではないかと考える。

【出席者】

資料 10 のアンケート結果のとおり、自治体からは自動車リサイクルシステムの操作方法についての要望が多く、情報システムの高度化に資する改善等の要望が出てきていない状況から推察すると、積極的に使っている自治体から言わせると、自動車リサイクルシステムには十分な情報が蓄積され、使いやすくなっている状況にあると言える。

自動車リサイクルシステムには規則性ある形式で集積された自動車リサイクルシステムの地域毎の事業者情報を見やすく表現していくことで、更に発展的な活用に繋がるものと考えられることから、全ての機能を積極的に使っている自治体のベストプラクティス(好事例)を他自治体と共有してもらいたい。

以上